

前橋工科大学学生表彰規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学学則（平成25年規則第2号）第53条及び前橋工科大学大学院学則（平成25年規則第3号）第51条の規定により、学生を表彰する場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する学生とする。

(1) 学術研究活動、課外活動において特に顕著な成果を挙げた学生

ア 国際的又は全国的規模の学会、競技会、展覧会、公演会その他これらに類するもの（以下「学会等」という。）に出場し、出展し、出演等をし、優秀な成績を収めた場合

イ その他これらに準ずる学会又は競技会等に出場、出展、出演等をし、特に高い評価を収めた場合

(2) 社会活動において特に顕著な功績があった学生

ア ボランティア活動等において顕著な活動が認められ、公共団体等から表彰を受けた場合

イ 人命救助、犯罪防止、災害防止等により国内外の公的機関等から表彰を受けた場合

(3) 分野横断型シンポジウムにおいて優秀な発表を行った学生

(4) 前各号に掲げる学生と同等以上の表彰に値する行為があった学生

(表彰候補者の推薦)

第3条 本学の教職員は、前条各号のいずれかに該当する学生について、当該学生が学部生の場合は学群長、大学院生であって博士前期課程のものにあつてはコース主任、大学院生であつて博士後期課程のものにあつては専攻主任に対し、その者を表彰選考候補者として、推薦することができる。

2 学群長、コース主任又は専攻主任は、前項の規定により推薦された表彰選考候補者について、学群会議、コース会議又は専攻会議において、選考した上で、表彰者としてふさわしいと認められる学生を表彰候補者として、学長に推薦することができる。

(審査会の設置等)

第4条 学長は、前条の規定による推薦があつたときは、表彰審査会（以下「審査会」

という。)を設置し、当該表彰候補者の表彰の可否について審議させるものとする。

2 審査会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副学長（教育・企画担当）
- (2) 副学長（研究・地域貢献担当）
- (3) 図書・情報センター長
- (4) 学生部長
- (5) その他学長が必要と認める者

3 審査会に委員長を置き、副学長（教育・企画担当）をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、副学長（研究・地域貢献担当）がその職務を代理する。

4 委員長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

5 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議結果の報告等）

第5条 審査会は、前条の規定により、当該表彰候補者の表彰の可否について審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定による報告に基づき、表彰の可否を決定する。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、学位記授与式において、学長が表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。

3 学長は、表彰を行ったときは、当該学生の氏名及び実績の概要を公表するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第3号）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「学群長」とあるのは、「学群長又は学科長」とする。

附 則（令和6年3月29日規程第5号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月3日規程第16号）

この規程は、令和6年12月3日から施行する。

附 則（令和8年2月2日規程第13号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「コース主任」とあるのは、「コース主任又は専攻主任」とする。